

議案第 6 号

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の
一部を改正する条例を制定するについて

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部
を、次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 1 月 16 日提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の
一部を改正する条例

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例（令和元年宇治市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の122.5」を「100分の125」に改める。

第8条の2第2項後段中「100分の102.5」を「100分の105」に改める。

第17条第2項中「100分の122.5」を「100分の125」に改める。

第17条の2第2項後段中「100分の102.5」を「100分の105」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年6月1日から適用する。

（期末手当及び勤勉手当の内払）

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当及び勤勉手当は、改正後の条例の規定による期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。

(提案理由)

宇治市会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当について、所要の改正を行うものであります。